

平成27年第10回教育委員会定例会
(7月9日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成27年7月9日(金) 午後2時6分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	高 森 大 乗
委員長職務代理者	垣 内 恵美子
委 員	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	山 田 安 宏
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	曲 山 裕 通

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課(事務局副参事)

ア 「台東区立蔵前小学校改築基本構想・基本計画(案)」について

(2) 青少年・スポーツ課

イ 放課後の全児童対策の新たなモデル実施について

ウ 放課後子供教室委託事業者選定方法の見直しについて

エ 体育施設の事前使用承認について

オ “社会を明るくする運動”台東区推進委員会が実施する事業に対する共催について

(3) 中央図書館

カ 台東区子ども読書活動推進計画（第三期）について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 区民文教委員会における審議事項及び報告事項について

イ 後援名義の使用について

(2) 学務課

ウ 「特別支援教室の導入ガイドライン」について

(3) 児童保育課

エ 子育て支援特別委員会における報告事項等について

(4) 指導課

オ 中学校教科用図書について

(5) 中央図書館

カ 中央図書館の年末臨時休館について

3 8月の行事予定について

4 その他

午後2時6分 開会

○高森委員長 ただいまから、平成27年第10回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、樋口委員にお願いします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それではここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願いについては、これより許可いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可をいたします。

それではまず、審議順序の変更について、申し上げます。

日程第1、教育長報告の報告事項、指導課のオにつきましては、指導課長の他の公務との関係により、最初に案件を聴取いたしたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

2 報告事項

(4) 指導課 オ

○高森委員長 それでは先に、教育長報告の報告事項、指導課のオを議題といたします。

指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 中学校教科用図書の採択について、ご報告申し上げます。

台東区教育委員会では、4月7日付文部科学省初等中等局教育局長発、平成28年度使用教科書の採択について通知を受け、資料作成委員会、調査研究委員会を設置し、教科書採択の事務を行ってまいりました。

平成28年度より使用する中学校教科用図書の調査結果として、調査研究委員会委員長より、様式1が提出され、教育委員の方のみに配付させていただきます。

様式1は時限秘ということもあり、本定例会ではなく、個別に教育委員の方へ配付させていただきますことをあらかじめご了承願います。

初めに、これまでの調査の経過についてご説明いたします。

4月27日の第1回調査研究委員会では、調査研究委員長から、資料作成委員会委員長に教科用図書の調査を依頼いたしました。その後、資料作成委員会委員長から資料作成委員会の委員に調査研究委員会宛に、調査報告を作成するよう指示をいたしました。資料作成委員会から、調査研究委員会宛に調査結果の報告があり、6月22日及び7月3日の第2回、第3回調査研究委員会におきまして、報告書の作成や検討を行ったところでございます。調査結果の報告書をこの後、委員宛に提出させていただきます。

次に、報告書の概要についてご説明いたします。報告書は、教科ごとに各教科書が、調査研究内容と項目が横並びに比較できるように、A3判にて取りまとめております。また、出版社名の特定等ができないように、出版社名をアルファベット表記で、出版社をランダムに配置させていただいております。その構成は、記載の内容、構成及び分量、表記及び表現、使用上の便宜、蔵本、地域性の六つの観点について、特徴的なことを記述させていただいております。

教育委員の皆様には、今後、報告書に基づきまして内容の検討を進めていただき、中学校教科用図書の採択を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

採択結果につきましては、8月31日までに東京都へ報告することになっております。

なお、繰り返しのお願いで恐縮でございますが、様式1は、第4回定例会でお示しいたしましたとおり時限秘扱いとなっておりますので、お取り扱いには十分ご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

また、中学校教科用図書につきましては、既に教育委員の皆様へ個別にご送付しておりますが、ご不明な点等ございましたら指導課までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

○高森委員長 それでは、ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。
(なし)

○高森委員長 それでは、指導課のオについては、報告どおり了承願います。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課事務局副参事 ア

○高森委員長 それでは、日程第1、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

初めに、庶務課事務局副参事のオについて、事務局副参事、説明をお願いします。

○事務局副参事 それでは、「台東区立蔵前小学校改築基本構想・基本計画（案）」について、ご説明させていただきます。

資料1と書かれておりますA4の2枚ものと、その後ろについております基本構想・基本計画（案）を併せてご覧いただきたいと思っております。

本案は、蔵前小学校の新校舎設計に当たりまして、その条件や方向性と基本的な考え方をまとめて示していくものでございます。これを今後の基本設計・実施設計の作業の内容に反映させていくものでございます。

本案の策定に当たりましては、学校、地域の皆様、それから保護者の皆様からのご意見・ご要望等をいただきながら、庁内で関係課の皆様のご協力を得て検討し、作成したも

のでございます。

それでは、初めに蔵前小学校改築基本構想・基本計画（案）の構成でございます。恐れ入ります、こちらの後ろについています本編をご覧くださいと思います。

1枚おめくりいただきまして、そこに目次がございます。構成はⅠ～Ⅵまで、6段構成でさせていただきます。

初めに改築に至ります経緯と、それから現在の蔵前小の現況、それから教育目標及び教育活動についてお示しさせていただきます。これらを踏まえまして、改築の基本構想といたしまして、改築に当たっての基本的な考え方及び三つの基本方針を定めてございます。さらに後段には、基本計画といたしまして、この基本方針を踏まえました施設整備計画及び施設構成案をまとめまして、最後に改築のスケジュールの案をお示ししてございます。それでは、本案の概要をまとめておりますA4、2枚ものの資料1のほうで、ご説明をさせていただきます。

初めに、基本構想についてでございます。項番1、改築に当たっての基本的な考え方でございます。これには大きく2点ございまして、1点目は児童数・学級数の増加に対応するために必要な教室の確保でございます。

蔵前小学校区域の児童数につきましては、ご承知のとおり、年々増加の傾向を示してございます。現在15学級という学校規模になっておりますが、今後、最大22学級までの児童数の増加が見込まれてございます。将来の普通教室の不足が生じることのないよう、今回校舎を改築し、施設の整備を行ってまいりますものでございます。

それから2点目の今後の多様な学習機会に対応する学びの環境整備でございますが、ICT教育、それから新しい学習指導要領に定められておりますアクティブラーニングなど、多様な学習形態や指導方法に対応できる教育環境の整備をしていくことが、今後の学校施設に必要不可欠なことでございます。

また、台東区学校教育ビジョンに示されております今後の本区の教育の方向性を踏まえ、施設整備を行ってまいりますものでございます。

続きまして、項番2、改築の基本方針でございます。先ほどお話ししました2点の基本的な考え方を前提に、基本方針として3点定めさせていただきます。

1点目(1)の安全・安心な学校づくりでございます。学校は、児童が学習し、生活をする場でございます。新校舎の整備に当たりましては、ゆとりと潤いのある施設、それから安全で健康的な生活を送ることができる施設を目指してまいります。また、学校は災害時の避難場所としても重要な役割を担っておりますので、災害に強い、また避難所としての機能を併せ持つ施設としての整備をしてまいります。

それから2点目の基本方針、多様な学習活動に対応した学校づくりでございます。各学年段階において、必要な環境を確保していくこと、ICT教育環境等の整備、さらに少人数指導等の多様な学習形態への対応、教育上特別な支援を要する児童に配慮した施設として、整備を行ってまいりますとともに、省エネルギー設備の導入や、緑化等、環境にも配慮し

た施設（エコスクール）として整備していく方向でございます。

それから3点目でございますが、地域に開かれた学校づくりとさせていただいております。学校は、地域コミュニティの核として、これまでどおり、地域の皆様に活用していただくため、新しい校舎につきましても、利便性に配慮しながら必要な設備等を整備してまいります。

これらの基本的な考え方及び基本方針をもちまして、基本構想とさせていただいております。

資料を1枚おめくりください。

続きまして、基本計画でございます。

項番1、施設整備計画でございます。ここでは、改築の基本構想に基づきまして、教室や体育施設等の整備計画を定めてございます。

(1)から順にあります。 (1)の普通教室につきましては、児童数・学級数の将来推計に基づきまして、全部で22の普通教室を用意してまいります。各教室には、廊下と兼用で一体的に使えるオープンスペースを設けまして、多様な学習活動等に活用してまいります。

(2)の特別支援学級につきましては、今後、児童数増に伴い学級数の増が想定されてございますので、こういったところの状況にも対応できる形で整備をしてまいりたいと考えております。

(3)の特別教室及び管理諸室等につきましても、それぞれ、今回想定されております条件で、整備を進めてまいりたいと考えてございます。

資料3ページの(5)に体育施設がございます。こちらにつきましては、校庭、それから体育館、プールにつきまして、それぞれ定めさせていただいております。今回、校庭につきましては、小学校の設置基準から考えますと、現在もかなり狭い状況がございます。その校庭を少しでも広く確保していきたいということで、校舎の屋上に整備を予定してございます。

また、現在確保できていない体力テスト等に必要の50mの直線走路、こちらにつきましても、新しい校庭のほうには確保できるように考えていきたいと、今、予定をしているところでございます。

体育館でございますが、こちらも国の必要面積の基準からは、現在もかなり下回っている状況がございます。今後も児童数が増えますと、かなりの広さが基準上は必要になるのですが、その基準になるべく近づける形で、できる限り広く確保し、さまざまな用途に活用できるようにしてまいりたいと考えております。

プールでございますが、プールも現在は校舎の屋上に設けられてございますが、プールサイドを含め、コースも少なく、とても狭い状況で使いづらいという状況がございます。こちらにつきましては、屋外に整備するという方向の中で、使用しない期間についても有効に活用できるよう、検討してまいります。

(7)のところには、防災関係の施設ということで、防災備蓄倉庫、それから医療救護所

としての設備ということで、2点挙げさせていただいております。こちらの機能は二つとも、現在も蔵前小学校は担っておるところでございますので、この辺りも引き続き、充実させていきたいと考えております。

(8)のところには、その他として、いろいろとまとめてございます。先ほどのエコスクールの部分ですとか、ICT教育環境等の整備、それから実際に、建物の構造の部分につきましても配慮していきたいということであげさせていただいております。

4ページ目をご覧ください。項番2として施設規模・施設構成ということで、現在想定されているものをお示しさせていただいております。

施設規模は、校舎の延床面積として、地上4階建、約8,000m²の規模を考えてございます。校庭につきましては、先ほどご説明しましたとおり、屋上に設けます約1,900m²の確保を目指しております。屋外プールにつきましても480m²ということで、概ね25メートルのプールで、5コースから6コースの広さがとれるかと存じます。

(2)の表は、施設構成となっております。現在、新しい校舎の中に用意しようと考えております各室の名称及び室数が入っております。

最後に改築のスケジュール、項番3でございます。現在、基本設計・実施設計の作業に着手してございます。この後、来年の11月まで設計のほうの作業を進めます。その間、並行しまして、来年9月からは現在の校舎の解体工事、また解体工事の終了後、29年6月からは新校舎の改築工事というところで、平成31年2月頃の竣工を予定して、作業を進めてございます。この間、旧柳北小学校を仮校舎として、28年9月から工事竣工までの期間、合わせて使用していく予定でございます。

本件につきましては、本日ご審議いただきましてご承認いただきました後、今月24日の区民文教委員会のほうで、議会にも報告をさせていただき、その後、学校や地域の皆様にもお知らせをしまいる予定でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議いただきまして、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 防災関係の備蓄倉庫や薬品庫の管理については、学校がやることになるのですか。

○事務局副参事 基本的なところは、災害対策課や、それから救急医療救護所としては健康課が所管になるのですが、それぞれのところが中心になりながら、学校と調整してやっていく形になっていくということです。

○樋口委員 学校は、基本的には倉庫を提供するけれども、中の物については災害対策課等が管理するというのでよろしいでしょうか。

○事務局副参事 委員のご指摘のとおりでございます。

○高森委員長 現状はオープンスペースですか。

○事務局副参事 今もオープンスペースでございます。現在は、学級数の増によって、普

通教室を増やすために、他の部屋を転用したりしている関係がございまして、全ての部屋に同じ条件ではないのですが、もともとあったオープンスペースにつきましても、教室の3分の2ぐらいの結構大きなものが、普通教室の隣にあるところもございまして。また、そこまではいかないにしても、つながって配置している部屋につきましても、連続的に使えるような形でとられてまして、かなり学校では活用がなされているところもございまして。

○高森委員長 オープンスペースについては、いろいろと見直しも必要であろうという話もありますが、台東区は比較的オープン教室が普及していると思います。一番最新のオープン教室ということですから、いろいろな工夫がされていると思いますが、特に今度は防音性というところも配慮してパーテーションをつくるのでしょうか。

○事務局副参事 委員長の話にありましたとおり、やはり今、19校ある台東区の小学校の中で13校でオープンスペースを持ってございまして。その13校に調査をさせていただきまして、回答をいただいているのですが、やはり音の問題というのが全ての学校で課題だということがいわれています。

ただ、実際の運用上は、例えば音が出る作業をやる、授業をやるような場合には、隣の学級も同じような作業をやるように先生同士で調整をしていただいたりですとか、あるいは一方が外や、ほかの部屋で授業をしている、あるいは出かけているような時に音が出る作業を行うような形で工夫をしているとか、そういったところの運用上の工夫はかなりなされているということで、音の問題はあるにしても、活用はできているというご回答でした。

今回のものにつきましても、やはりこの設計を進めていく中で、実際に教室の配置などがどのような形になってくるか、それによる部分もあるかと思いますが、音については実際にパーテーションなどで必要に応じて仕切れるようにするですとか、家具等によって一定の区画をつくっていくですとか、あと防音的な構造、吸音材のようなものを使用するですとか、そういったところの工夫は今後、設計の中でしていきたいと考えてございまして。

○末廣委員 既に説明があったかもしれないのですが、仮校舎はどこになるのですか。

○事務局副参事 旧柳北小学校の校舎を使用させていただき予定でして、今後、新しく仮校舎として使用するための設計を進めて、改修工事の予算等をいただきながら整備をして、来年の9月から使用していく予定でございまして。

○末廣委員 基本実施設計ができないと、建築費がどのぐらいになるかわからないと思いますが、大体どの程度かかりそうかというのは考えていらっしゃるでしょうか。

○事務局副参事 延べ床面積等から考えますと、概ね30億から40億弱ぐらいになるかと思いますが、全体的にということになりますので、本体工事のみならず、周辺環境整備工事ですとか、そういったものも含めてということになりますけれども、校舎自体はそのぐらいの金額になるかと想定をしています。

○垣内委員 3点あります。1つは、このスケルトンとインフィルとを分離するという、将来の建築というか、将来の改築に向けての準備をされているというのは非常に賢明なご

判断だと思いますが、将来、施設の他用途への変更をといたときに、何か念頭に置いている施設というのはあるのかどうか。

2点目は、旧柳北小学校を仮校舎として、今回、手を入れて使うわけですが、その後どのように使うのか。つまり、せつかく手を入れるのであれば、その後の用途等も考え合わせながらなさるのではないかと思われるので、もし何か決まっていることがあれば教えていただきたいです。

3点目は個人的な興味で聞きますが、学校とか地域の歴史資料等を展示、保存をする記念室、これはギャラリーになるのでしょうか。資料を保存する時に若干の配慮が必要だと思いますし、また展示をする時も、普通の事務的な会議室ではない仕様があると、その後、非常に利用がしやすいと思いますが、そのあたりはどうなっているのか教えていただければと思います。

○事務局副参事 まず1点目の将来の他目的への使用、用途の変更というところですが、正直まだ具体的にこれという形では考えてございません。先ほど申し上げた児童数の増というところでいきますと、最大22学級という予測を我々のほうでは立てておまして、これが平成40年度ぐらいまでの予測ということになっております。その先しばらくと申しますか、少なくともその辺でかなりピークに近い人数が出てきますので、それ以降もそれなりの数の児童数なり、学級数なりが維持されるのではないかと考えてございます。

従いまして、将来といいながら結構、遠い将来になってしまう可能性もございまして、現時点ではまだ具体的にこれというところまでは絞り込めてございません。

ただ、このスケルトン、インフィルの考え方というのは、そういう他用途に利用変更をする場合でも工事をなるべく簡便に済ます、という対応をできればということ踏まえての想定でございますので、そのようなご理解で今のところはお願いできればと思います。

2点目の仮校舎の使用後の用途ですが、こちらは一応、小学校仕様に整備をさせていただきます。もともと小学校として利用されていた施設ですが、廃校後はフランス人学校が使用したりしましたので、いろいろな部分で若干中身の様相が変わってございます。そのあたりのところを一旦小学校仕様に戻すこととなります。

ただ、使用期間が限られてございますので、使用後はどうするのかというのは当然あるところではございますが、まだ具体的な計画があるということではございません。

次に3つ目の記念室でございます。こちらはご承知のとおり、蔵前小学校は3校が統合してできた学校ですので、現在、統合の経緯で3校それぞれの記念品を所蔵してございます。ただ、所蔵してはいますが、先ほどお話をしたように、学級数が増えた関係等もございまして、学校内に常時展示できるようところがなくなっているということで、実際、地域、学校関係の方々からのご要望で、ぜひ、広くなくていいから何かつくってほしいかという強いご要望がありましたので、今回につきましては、用意をしていきたいと考えております。また、委員がおっしゃられたように、記念品を保管するための設備について、どの程度の配慮をするのかということにつきましては、今後、設計の中で検討をするに当たっ

て配慮をしていきたいと思えます。

実際にいただいた意見の中には、「広くなくていいよ」という話とともに、見られればいいということで、例えば部屋じゃなくてもいい、どこか壁面に、それこそショーケースのような形で展示ができたりですとか、そういったことでもいいのではないかとといったご意見もございましたので、その辺も含めて検討をしたいなと思っております。

○高森委員長 大正小学校は立派な史料展示スペースがありますよね。正面玄関を入ったすぐのところ。歴史史料の展示は、時が経つのを忘れて見入ってしまいます。もしそういった展示コーナーなどができれば、なおさらいいかなと思えます。

○事務局副参事 今まさに委員長がおっしゃったように、蔵前小学校もつい先日までは1階の昇降口のところにガラスケースに入れて、かなりの量を展示させていただいておりましたが、やはりお子さんが増えてしまって、昇降口で動きまわるといったようなことがあって、ショーケースがあることで若干狭いこともありますし、危険もあるということで、校長先生とご相談をして、今は一旦、別な場所にまとめて保管するような形をとらせていただいています。そういった経緯もございますので、場所がそこになるかどうかは今後検討いたしますが、いずれかの形で何らかお見せできるようなものができればいいのかなという事は考えていきたいと思えます。

○末廣委員 新しく設計を考える上で、都内の台東区以外の学校で、新しく小学校ができたところを見学しましたか。

○事務局副参事 今回、改築というお話をさせていただく際には、中央区の中央小学校というところを参考にさせていただいております。

あともう1件、私のほうでも拝見をしているのは、豊島区の目白小学校というところがございます。学習院大学の隣にあるところですが、昨年竣工したばかりのところでございます。規模的にも、延べ床面積8,000平米程度というところで、学級数は蔵前の想定よりは少ないですが、そういったところも拝見はしております。

やはり、どちらもそれなりの限られた敷地の中でこういった形でやっていくか、また地域、周辺の環境との調和についてもかなり重視をしながらつくられているというのが印象としてございました。

○末廣委員 見学したことで、ある程度参考になることはありますか。

○事務局副参事 拝見をしたところにつきましては、経緯ですとか、実際の使用状況をみさせていただいた中で、良い点、悪い点というのがやはりございますので、こちらでも同じような状況になるのではないかとというのが考えられるところがございましたので、そのあたりは生かせればなと思えましたので、有意義だったと考えてございます。

○末廣委員 もう設計事務所が決まって設計が始まっているわけですね。

○事務局副参事 今回、取りまとめが少し遅れてしまいまして、その点については反省をしておりますが、設計については、今、建築事務所のほうで、現地の調査ですとか、今後は解体もしなければいけないことがございますので、解体に当たっての先行調査ですとか、

そういった周辺のところの部分から先に進めてもらっているところでございます。この後、こちらを直接的に反映をさせて、基本設計というものに生かしていただけるようにしてもらおうという、そういった形での作業を進めていきたいと考えてございます。

○高森委員長 運動場は校舎の屋上を考えているのですよね。プールは外につくるのでしょうか。比較的狭い敷地ではよく行われるパターンだと思いますが、こういったときは例えば地震のときの避難というと、屋上に行くわけですか。

○事務局副参事 校庭に避難という話になりますので、まず屋上が想定されます。ただ、その屋上につきましても、中からだけではなく、外から直接アクセスできるような形で、避難経路をとりながら整備をしたいと考えてございます。

実際には、一時的にそこに避難をした後は体育館なりなんなりという形で使えるようにということで考えていきたいと思っていますので、このあたりも実際の設計に合わせて避難計画などを作成していくことになるかと思えます。

○高森委員長 公園があるから公園かなと思ったのですが。

○樋口委員 地震の時に屋上はどうでしょうか。校庭という定義はありますが、普通は外に逃げるのが重要ですから屋上に校庭があって、屋上が避難先というのは。

○垣内委員 耐震構造をきちんとするという前提ですか。

○庶務課長 ただいま垣内委員からお話がありましたように、児童数でいくと最大700人を超えるような児童数になる時期が考えられます。学校自体が避難所ということにもなりますので、これまで日本が経験した一番大きなものでも十分耐えられ、もちろん学校でするので安心していただけるような十分な耐震構造、耐震強度のものを用意していきます。

ただ、屋上校庭といってもどうしても面積が限られますので、二方向避難あるいは多方向避難の安全なルートを確保して、ちょうど道路の向こう側に精華公園もございますので、いろいろな安全のチャンネルは踏まえた形で、児童の災害時の避難経路、避難場所というのはこの設計の中でも生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

○高森委員長 700人が屋上に逃げるために、階段を上というのはちょっと信じがたい話で、地震がおさまって、全員をあるところにまとめなければいけないという際に、校庭がたまたま屋上なら屋上が避難先になるのでしょうか。災害の内容によっていろいろと考えたほうが良いのではないのでしょうか。大川小学校の二の舞になる可能性があって、校庭と一つ決めて、みんなが校庭に行くと、やはりガラスが落ちてきたりするので。屋内の耐震といろいろな問題がありますよね。物が置いてあったりするケースもあるので、そこは建物だけの問題ではないと思います。

○樋口委員 耐震構造がきちんとした建物の中のほうが、いろいろな物が落ちてこないのが安全なのではないでしょうか。多目的スペースみたいなものを設けられるようですから、そこもいろいろ活用できるでしょうし、結構うまく工夫すればそれなりに使いようがあるんじゃないかと思ったのですが。

○高森委員長 体育施設は何階でしたか。

○垣内委員 行事ができる、体育館とかに集めると。

○高森委員長 体育館は別棟でしたか。

○樋口委員 地震が来ましたというときには、要は安全だから、当然屋内にとどまるという話ですね。だから、地震時ではなく、その先で、地震の後の指示をするときにどこかに集めるという際に、どこが良いかということなんでしょう。

それが屋上か体育館というのなら、体育館のほうが安全でいいかもしれません。体育館を持っているわけですから。

○事務局副参事 今のご指摘のところを含めて避難計画、設計と合わせてどういう形にするとうろしいかというところにつきましては、よく考えてつくっていきたいと思います。

○高森委員長 わかりました。

○和田教育長 この中で一応PTAの方、地域の方々のご要望は反映されているという考え方でよろしいですね。

○事務局副参事 学校それから地域の皆さん、それから保護者の皆さんにも、今、在校生の保護者全員にはPTAの会長さんが中心になって、全員アンケートをとっていただいております。ですので、その中で概ねいただいたものは、こちらで考えたものとかかなり合致しているものが多かったので、そのところについては了承いただいております。

また、この後、実際に完成品としてお知らせをしていく中で、またご意見をいただくこともあると思いますので、そちらにつきましては、設計の中で対応ができる部分については考えていきたいと今のところは予定をしてございます。

○高森委員長 基本計画の、1の(2)特別支援学級のことが書いてありますけど、特別支援学級のあり方が変わると使い方が変わるようになるのでしょうか。

○学務課長 蔵前に設置しておりますのは、知的障害の固定学級です。固定学級ですので、ここが在籍校になるという教室を想定しております。

先ほどの特別支援教室につきましても、蔵前小にも当然設置をする形にはなると思いますけども、その辺りにつきましても、この特別支援学級の設置の中で併せて考えていきたいと思います。

○高森委員長 これは恒常的にずっと設置するのですか。

○学務課長 はい。

○高森委員長 わかりました。

ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは庶務課、事務局副参事のAについては協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、決定いたしました。

(2) 青少年・スポーツ課 イウ

○高森委員長 次に教育長報告の協議事項、青少年・スポーツ課のイについて議題といたします。なお、関連する教育長報告の協議事項、青少年・スポーツ課のウについても一括して議題といたします。青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは協議事項のイ、放課後の全児童対策の新たなモデル実施について、ご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

項番1、現状でございます。これまで全児童を対象とした放課後の学校施設を活用し、学びや遊びの場を提供する「放課後子供教室」を千束小学校において実施してまいりました。千束小学校では、放課後に就労家庭などの児童を育成する「こどもクラブ」と同一の委託事業者により、一体的に実施しているところでございます。

しかし、この千束小での方式はこどもクラブの学校内設置が前提となることや、放課後子供教室の運営上の課題などから、他校への拡大が進んでいない状況でございます。今後の放課後全児童対策の事業を進めるために新たなモデル事業を実施し、検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

このモデルに当たりましての基本的な考え方、項番2でございますけれども、全ての児童が放課後に安全で安心な居場所を学校内で提供し、こどもクラブの待機児童が出ている状況の解消を目指したいと考えてございます。

項番3、モデル事業の概要でございます。学校内の放課後使用しない教室等を活用し、就労家庭の児童への対策も含めた新たな放課後子供教室を実施したいと考えてございます。就労家庭を含めた全児童に対しましては、学校登校日は午後5時までの事業を行いたいと考えてございます。

また、就労家庭向けにはこどもクラブと同様、学校登校日は午後7時まで、学校休業日は午前8時から午後7時まで育成事業を行います。専用室やこれに応じた定員は設定ませんが、育成内容につきましてはこどもクラブと同等の質を担保したいと考えてございます。

項番4、実施校及び実施時期でございます。実施校は石浜小学校で、平成28年4月1日からの実施を考えてございます。運営形態といたしましては、公募により業者を選定した業務委託を考えているところでございます。

項番5の石浜小学校で実施する理由でございますけれども、石浜小学校の全児童を対象とした放課後事業は、現在、生活指導子ども会のみで、開催が不定期になってございます。また、就労家庭の児童に対しましては、学校内にこどもクラブがないため、学校外のこどもクラブを利用しており、かつ、待機児童も区内最多の11名となっているところでございます。

裏面をご覧ください。項番6の今後の進め方でございます。平成28年度に石浜小学校で本事業を実施いたしまして、実施結果を検証のうえ、平成29年度に今後の放課後対策の方針を策定したいと考えてございます。

項番7のスケジュールでございますけれども、本委員会にご了承いただきましたら7月24

日に予定されております区民文教委員会での報告、その後、保護者や地元への説明に入りまして、8月にはプロポーザルによる業者の選考をしていきたいと考えてございます。

また、事業内容につきましては9月1日の政策会議で政策決定の上、第3回定例会の子育て支援特別委員会、また区民文教委員会で報告してまいりたいと考えてございます。

11月から募集を開始し、来年1月から学校内の改修工事等をしまして、4月から事業実施と考えてございます。

別紙をご覧ください。別紙の上段は、現在、千束小学校で実施している放課後子供教室及びこどもクラブのイメージでございます。まず、上段の学校登校日でございますけれども、学校登校日は左側の放課後子供教室、千束小学校ではわくわくタイムという名前で実施しておりますが、そちらとこどもクラブは放課後から午後5時、5時半までという形で実施させていただいておりますが、わくわくタイムに関しましては自由遊びや読書、国語や算数の勉強、またサッカー等のプログラムを実施しているところでございます。こどもクラブにおきましては、5時までの段階ではわくわくタイムに参加をすることもできますが、その後はクラブ室での遊びを中心として実施しております。学級休業日に関しましては、わくわくタイムは実施いたしませんので、こどもクラブで室内での遊びで育成してございます。

下段の石浜小学校、新たなモデルのイメージは、こどもクラブというものを新たに設けるのではなく、これを一つの制度として実施していきたいと考えてございます。その中でも、就労家庭はB登録という形でこどもクラブと同等の預かり時間というように考えているのですが、全児童に関しましては校庭や体育館、特別教室等を会場にしたサッカーやビーチボール、また自由遊びなどのプログラムを実施し、5時から7時まで、また学校休業日に関しましては、専用室ではありませんが、中核となる部屋を設け、そちらでの遊びを中心として育成をしていきたいというイメージでございます。

放課後の全児童対策の新たなモデル実施についての説明は以上でございます。

続きまして、ウの放課後子供教室委託事業者選定方法の見直しについて、ご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

こちらにつきましては、先ほどご説明をさせていただきました千束小学校の放課後子供教室の事業者選定でございますが、こちらは千束小のこどもクラブと一体的な運営を行うという観点から、こどもクラブの運営事業者に対しまして随意契約で委託契約を実施してまいりました。今般、千束小のこどもクラブが公募による事業者選定を行うとなったことから、放課後子供教室の部分につきましても、千束小はこどもクラブと一体的に公募をし、事業者選定を行っていきたいというものでございます。

項番3の今後のスケジュールでございますけれども、7月の区民文教委員会に報告の後、公募を開始してまいりたいというように考えてございます。ウについての説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定賜りたく、よろしくお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 これはお願いになるんですが、通常、この間の統計によると大体28%の子供が私立の中学に行き、その子供は学校から必ずどこかの塾に行くということのようです。それに比べて、この案は割合、遊びが多過ぎるという気がします。ですから、できましたら放課後の一定時間、低学年なら30分、高学年なら1時間くらいでも必ず勉強して、その後、サッカーとかいうことを決めて、やはり学習をする習慣をここでもつけるということ、ぜひさせていただければと思います。

ほとんどが遊びで、家に帰ってもそのままというのなら何のためのこどもクラブかと、ただ子供を預かっているだけなのかという話になってしまいます。せっかく学校を使った子供の延長教育ですよ。その辺りの計画を少ししっかりしていただきたいです。もうこの時間はとにかく、何らかの形で勉強をするよということ、明記されたほうがよろしいかなという感じがします。

子供というのは一定のルールを決めれば机に座るだろうし、だんだんと習慣を身につけていくと思うので、この辺りを少し考えていただきたいです。

○青少年・スポーツ課長 放課後のプログラムに関しましては、学校と相談し、ご指摘も踏まえながら、今後、検討をしていきたいと思っております。

○高森委員長 大人の労働時間の問題でいえば、子供は朝7時から8時の間に登校をして、8時から勉強が始まりますよね。8時から9、10、11、12で1時間休みをとって、2、3、4と4時まで勉強をすると、もう8時間労働しているわけですよね。そこに来てさらに、放課後まで強制するのはいかがかなとも思います。選択肢として勉強できる環境は用意しておくけれども、そこであえて絶対に勉強をしなくてはならないとなると、大人でいうところの労働時間をオーバーしてしまうような気がするんです。

○樋口委員 その選択ができればいいですよ。しかし、そのためには別の教室に勉強をするためのルームを置かないと。これがもしかしたら逆にいじめにつながる可能性もあると思います。遊ぼうといわれた子供が、自分は勉強をする、嫌だと言ったらどうなるかということ。

その一方で、私が心配しているのが教育格差の問題で、塾に行けば当然10時間以上勉強しているわけです。横浜のほうでは、小学生は10時頃に帰っていて、みんな放課後に4時間ぐらいの勉強は、さらにやっているわけですね。そこで差がついてきてしまうのは、学校教育としては問題ではないかと思うんです。やっぱりこの差をうめるためには、こういう場所でもしっかりと学習の習慣は身につけたほうがいい。場所がどこであろうとどこかで勉強をしないといけないわけですから、それならばこの時間でやるのであれば、家に帰って両親と食事をして、お風呂に入って寝ることができますよね。

○高森委員長 格差はいかに対策をしても出てくると思うのですけれども、やはり基本は学校だけでしっかりと、一定基準の学力がつけば一番の理想なんですね。それプラスアルファはそれぞれの家庭でやればいい。その一定基準に満たない子があまりにも多い地域が、また地域性に表れてくることがあると思うんです。

それは、やはり学校が頑張らなければいけない部分もあるし、当然、子供たちにも動機づけをきちんとして、学校だけでしっかりと学習、勉強に励んでもらえるように、子供たちの態度もそこで醸成をしていかなければいけないかなと思います、

選択肢は用意しておいてもいいと思いますが、ここで勉強タイムをとってしまうと、子供側の立場に立つとかなり疲れている時間帯でもありますし、午後7時まで延長した場合、夕食はいつとるのかということが、私個人としては心配です。生活リズムの問題もあるのですが、それはどのようにするのでしょうか。

○児童保育課長 こどもクラブと同じ預かり時間というように、現在、想定してございます。現在のこどもクラブの延長をご希望するご家庭については最大7時までお預かりをしておりますが、およそ3時半から4時の間に1回補食ということでおやつをとっていただいているという状況でございます。基本的には、最大7時まで預かっているお子様については、その後に家庭で夕食を食べさせているというご事情があるかと思われま

○高森委員長 それぞれのご事情があるかと思いますが、できれば本当は規則正しい生活リズムをつけることが学力の向上につながるの、保護者の方もそういった意識が大事ですよ。学校も意識しなければいけないし、子供たちもきちんと勉強に身を入れなくてはいけないし、親も同様です。子供は学校に通うのが仕事ですから、その仕事をしっかりとできるようにしてあげるために、やはり三者にはそれぞれすべきことがあるのかと。利用をするのはいいですし、箱ものをつくっていくのも大事かもしれませんが、そういったことを少しずつ啓発していくこと、基本的な部分では、そちらが先かなという気がするんですけどもね。

なかなか仕事優先で、親も大変ですので、それにつられて子供も大変になってしまっている状況がありますよね。

○樋口委員 特に気になるのは、学校の休業日が朝8時から午後7時まで部屋の遊びと書いてある点でして、やっぱり遊ばなきゃいけないとなるのか、考えたプランが遊びですよという言い方でいいかどうかということなんですね。

○青少年・スポーツ課長 実際のプログラムに関しましては、もう一度いろいろな方のご意見を聞きながら、十分に検討をしてみたいというように考えてございます。

○垣内委員 まず、千束小学校のこどもクラブのわくわくタイムというのと、子供教室というのは違うんですよね。わくわくタイムは遊びも可ですが、子供教室は国語、算数、読書とか勉強をしている感じもあるんです。つまり、学びや遊びの場という両方を提供しているように見えるのですが、特にこどもクラブが提供をしているサービスというのはどういうものなのかということをもっと質問をしたいのですが。

それから、このモデル事業の中で専用室やこれに応じた定員は設定しないが、育成内容についてはこどもクラブと同等の質を担保するとなっておりますが、大丈夫でしょうか。これは1ページ目の項番3の最後に記載のことですが、専用室や定員は設定せずに、こどもクラブと同等の質は本当に担保できるのかという質問です。

3つ目は、いずれ公募による選定で業務委託ということになると思うので、これはプロポーザルコンペですよ。こちらの委託する側の仕様書に、どれだけ遊ばせるとか、どれだけ勉強をさせるとか、こどもクラブと同等の質というのはどういうものなのかとか、具体的に示さないと業者さんもそれに応えられないかと思えます。やはり、このこどもクラブと同等の質というところが気になるころではあるので、そこをクリアにしていればというのが3点目です。

○児童保育課長 まず1点目の、こどもクラブで現在どのようなサービスを提供しているのかということでございます。こどもクラブにつきましては、ご家庭に代わる生活の場ということで提供をしておりますので、ご家庭に帰って、通常、お子様が過ごすようなという内容では、例えば学校の宿題をやる時間だとか、少しおやつをとる時間だとか、そういった形で基本的な生活習慣を身につけていただくということで、ある一定の時間サイクルを決めてございます。まず学校から帰ったらランドセルを置いて、服を着がえてという生活がございまして、クラブに行きましても、やはり一旦制服から普段着に着がえまして、ランドセルの中から宿題を出して、宿題をやって、宿題が終わったら友達同士と遊んでというような、その生活を繰り返してございます。

毎日がそれだけということではなく、季節的な行事等をその中に加えて運営しているものでございます。週のプログラムと月間スケジュールをご家庭にお示ししまして、行事を行っているというのがこどもクラブでございます。

今回、同等の質を確保していきたいという部分についてですが、現在、青少年・スポーツ課で行っております千束小学校でのわくわくタイムというプログラムと、今回また新たに始めます石浜小学校でのプログラムにつきましては、それぞれ学校のPTAの皆様や、学校の先生方のご意見を伺いながら内容を決めていくということでございますので、現在のところはどれくらい違いがあるのか、あるいはどれくらいのプログラムを提供できるのかという点は固まっておられません。今後、このモデルに関してご了解が得られたら、そこから学校等に入っていくしまして、保護者様のご意向を聞きながらつくっていくという形になろうかと思えます。

そういった意味では、それらのご意見を吸い上げた仕様書になっていくかと考えてございますので、この内容につきましては、青少年・スポーツ課と児童保育課の方で内容をしっかり詰めていきながら、次回、8月の教育委員会で内容をご報告させていただくことになろうかと考えてございます。

○垣内委員 定員等の設定もしないということだと、業者さんによってこどもクラブより多く配置する業者さんもあるし、そうでない業者さんもあって構わないという、そういう意味でしょうか。

○青少年・スポーツ課長 まず、先ほどの専用室は設けないというのは、こどもクラブ専用室というと、学校が登校日でも日中の時間も空いている専用室という形になるかと思うのですが、子供教室はそういった形では設けずに、放課後使える場所を専用の場所として

活用させていただくため、専用室は設けないという表現にさせていただいております。ですから、中核となるような場所はもちろん設ける形で、そちらでこどもクラブの育成内容と同等の質を担保したいという意味でございます。

また、人員の配置基準に関しましても、こどもクラブの基準と同等のものを仕様に盛り込んでまいりまして、そこでも質の担保という形にしていきたいというように考えているところでございます。

○垣内委員 こどもクラブにしない理由は何でしょうか。そこまでこどもクラブと同じだとしたら、こどもクラブにするというのは無理ですか。

○青少年・スポーツ課長 こちらの事業は、今後台東区内の学校で、こどもクラブを学校内に設置できる可能性が余裕教室の関係等でなかなか難しいという現状があり、こどもクラブという形を使わない新しい放課後の対策事業ができないかということで、モデル実施をさせていただきたいものでございます。

○垣内委員 モデル実施施設ということですか。わかりました。

○生涯学習推進担当部長 今、小学校19校中こどもクラブがあるのは6校で、それ以外の学校にはこどもクラブがないものですから、外にあるこどもクラブに放課後行くというのが現状になっています。なかなか学校の中にこどもクラブをつくらうとしても、さまざまな条件がありできないという中で、この子供教室というものを全校展開していく方向で、全校にできるようなモデルを考えましょうというものです。

ですから、この子供教室というのは、こどもクラブがない学校でもこれならできますという案なんです。こどもクラブというのは文部科学省ではなく厚生労働省マターで、学校が専用室を昼間使ってはいけませんと、こどもクラブだけの部屋というのをつくりなさい、ということなんです。

ですから、今回の石浜小の場合は、昼間学校でも使っているランチルーム等の場所を放課後は子供教室に貸してください、いつも違う教室ではなく、専ら夕方使う教室はここをまず貸してくださいというように決めて、それで定員が60名だったらその教室は60名あげましょうということなんです。60名以上こどもクラブに入りたいという子供がいたら、今までは定員以上のため、校外のところに行ってくださいとなっていたのですが、今回の場合は、もう一つ特別教室を貸していただき、定員に達したらその都度増やして行って、それに見合う保育人員もつけて、全員その中に入れるようにしましょうという案になっております。要するに子供教室は、こどもクラブでは待機児童が出てくるという状況をなくし、学校の中で部屋をうまく拡大していくことによって解決できるんじゃないかというモデル事業なんです。

この事業をやってみると、さまざまな課題が出るかと思うのですが、どのようなやり方だったらうまくいくかということモデル事業で検証をしていきたく、提案させていただくということになります。

○末廣委員 現状、千束小学校の子供教室の場合は学校内での施設、校庭にしても体育館

にしても、この事業に全部開放をしているのですか。

○**青少年・スポーツ課長** もちろん、学校が放課後に何らかの授業で使ったり、行事で使ったりという場合は使用できないのですが、そうでないときには体育館と校庭、あとは図書室、和室があるのでそちらですとか、特別教室なども状況に応じて開放させていただいて、使わせていただいている状況でございます。

○**末廣委員** それは、石浜小学校でもそういう形でやろうということですね。

○**青少年・スポーツ課長** 石浜小学校でも、またこれから学校と相談をさせていただきますけれども、放課後使わないところをお借りして、事業を展開していこうと考えているところですよ。

○**末廣委員** メニューは、例えば自由遊びや、読書、勉強、サッカーなどがありますけれども、これは連日、同時進行でやっているんですか。

○**青少年・スポーツ課長** 幾つかのメニューは同時進行でしていますが、主には日を分けて実施しております。今日は校庭では低学年のサッカー、明日は高学年でとか、そういう形で千束小ではやらせていただいております。

○**末廣委員** それは石浜でもそういう形でやるということですか。

○**青少年・スポーツ課長** 石浜小学校でも、こういったプログラムにしていくかというのはまだこれからですが、そういった施設を使いながら進めていきたいというように考えてございます。

○**高森委員長** この石浜小の今回のプランがうまくいけば、もしかしたら全校で導入できるかもしれないということですね。さまざまなハードルはありますが、非常に期待は膨らむと思います。

先程遊びの話がありましたが、児童にとっての遊びの質というのはとても大事な部分もあると思うんですね。遊びといってもずっと電子ゲームをしているとか、そういった遊び方はしないと思うんですが、プログラムの組み立ての仕方、遊びが学びになりますから。勉強も大事かもしれませんが、私たちも子供のころは自然の中で遊んだり、外の遊びをよくしたりしまして、そういった遊びの時間も大事なのかなという気はするんですね。またプログラムを組んでいただくということになるとは思います、その辺りもしっかりと入れていただきたいと思います。

石浜小の場合も、平日登校日は、5時までは非常に充実した勉強もそこに盛り込んでいきますから、前とは少し違う形になると思います。もし事業者のほうからそういったスケジュール、プログラムがきましたら、よろしくお願いします。

○**垣内委員** こどもクラブの場合は厚生労働省から何か助成金が出るのですか。子供教室だと出ないということになりますか。

○**児童保育課長** こどもクラブにつきましては、今回の新制度で、放課後児童健全育成事業ということで、事業費の3分の2が国と都の負担という形で助成金をいただいております。

○**青少年・スポーツ課長** 今回は、こどもクラブは設置しないため、そちらの補助金では

なくて、文部科学省の、子供教室の補助金を活用する形でというように考えているところ
でございます。

○垣内委員 そちらの補助割合は2分の1ですか。

○青少年・スポーツ課長 こちらの補助割合としては2分の1ですが、補助対象外経費とな
るものが結構多く出てくる場所なので、実際に事業の2分の1はいただけないという形で
ございます。

○樋口委員 プロポーザルを出して、ある一定の業者をお願いをするわけですから、こち
らのプランが非常に重要だと思います。遊ぶにしても勉強にしても、今まで全て家庭で選
択していた部分を、保護者が就労していて自由がきかない場合には、教育委員会が一定の
ところで介入する訳ですが、強制したらまずいんですね。

だから、たとえばサッカーをするにしても、サッカーが得意な人はいいんですが、嫌な
生徒に強制的に、学校の体育の授業のようにみんな体操服に着がえてというのは、それは
少し違うと思うので、うまくしていただきたいです。

業者のほうも、ただの付添い係ではなく、しっかり管理をしてくれるように、うまく
伝えてやっていただきたいです。

○青少年・スポーツ課長 今、いろいろとご指摘をいただきました点も十分に踏まえまし
て、仕様を固めてプロポーザルに臨んでいきたいと考えてございます。

○高森委員長 それでは青少年・スポーツ課のイ及びウについては協議どおり決定いたし
たいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 青少年・スポーツ課 エオ

○高森委員長 それでは次に、青少年・スポーツ課のエ及びオについて、青少年・スポー
ツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、体育施設の事前使用承認について、ご説明申し上げ
ます。お手元の資料4をご覧ください。

たなかスポーツプラザにつきまして、青少年・スポーツ課より、毎週木曜日に実施予定
としております、幼児運動教室の会場といたしまして、8月20日より来年3月31日まで、1
階小体育室及び1階会議室の事前承認申請をさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、柳北スポーツプラザにおきまして、区民課より、浅草橋地区5町会合同防
火・防災訓練の会場といたしまして、体育館及びテニスコートの事前使用承認申請がござ
います。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき、教育委員
会の協議をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、“社会を明るくする運動”台東区推進委員会が実施する事業に対する共催

の申請がございますので、こちらについてご説明させていただきます。資料は5でございます。

事業の名称は、第65回“社会を明るくする運動”の「講演と音楽のつどい」でございます。日時は、平成27年8月10日の午後1時から、場所は、生涯学習センターミレニアムホールでございます。対象者は、区内在住の方。入場者数は、事業者参加者を含めまして300名を予定しているということでございます。

事業の目的といたしましては、“社会を明るくする運動”保護司会員が中心になって活動している団体でございますけれども、犯罪や非行のない地域社会の実現のため、立ち直ろうとした人を社会で受け入れ、再び犯罪に陥らないように支援するというもので、毎年“社会を明るくする運動”を行っているのですが、今回、65回の節目の年ということで、台東区ジュニアオーケストラの演奏会もあわせて音楽に通じる形で行うというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、事業内容といたしましては、講演“社会を明るくする運動”の講演と、音楽といたしまして、ジュニアオーケストラの演奏会を行うということでございます。

過去に、平成22年に後援名義の申請がございます。

次ページには、事業の参照及び団体の概要、団体の役員名簿、実施要領等を添付されております。

以上につきまして、共催名義を承認したいと考えておりますので、ご協議のほうよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、青少年・スポーツ課のEについて、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 幼児運動教室については、既にリバーサイドスポーツセンターで昨年度から実施していますけれども、そちらの利用状況と反応について教えてください。

○青少年・スポーツ課長 リバーサイドスポーツセンターは、毎週金曜日に3・4歳クラスと5・6歳クラスという2クラスに分けまして、それぞれ1時間ずつの教室で2カ月をワンクールとして実施させていただいております。

利用は、各回とも、定員10名で設定させていただいておりますので、はがきで申し込みいただき、状況といたしましては、抽せんをさせていただいている状況でございます。特に3・4歳のクラスに関しましては、初回、4月当初は、非常に高い倍率でお申し込みいただいているところでございまして、抽せんに漏れた方は、次の回には、抽せんの確率を上げるような措置をさせていただいて、なるべく多くの方が利用できるような形をと考えているところでございます。

リバーサイドの状況に関しましては以上でございます。

たなかスポーツプラザでこの度やらせていただくのは、場所が少し広い関係もあり、今

回は少しやり方を変えまして、申し込みの定員制ではなく、事前に登録はしていただきますが、3・4歳と5・6歳という形で分けずに、中でメニューを幾つか用意いたしまして、1時間程度参加していただいて、また次の方が入っていただくという、枠を設定した形でやりたいと考えてございます。

ですから、申し込みの抽せんという形は、今のところ想定はしていませんが、もし非常にご好評いただいて、来場される方が多い場合には、少し人数のほうも考えていきたいと考えてございます。

○和田教育長 たなかスポーツプラザについて、4月にオープンしてから現在まで、まだ十分に周知されていない部分もあるかもしれませんが、その利用状況と、今回、幼児運動教室が入ることによって、普段の利用への影響はないのかどうか。

○青少年・スポーツ課長 4月から、たなかスポーツプラザをオープンさせていただきまして、その利用状況でございますが、4月当初は、周知が進んでいないということもありまして、空室のところもかなり多かったですのですが、徐々に体育館とグラウンドに関しましては、使用率が上がってまいりまして、特に夜間、土曜日、日曜日に関しましては、抽せんになる状況になってございます。

ただ一方、特に1階の小体育室の場所は、若干3階に比べて狭いということもありまして、こちらに関しましては、利用率がいまひとつ上がっていない状況でございます。

今回の幼児運動教室は、1階の小体育室を活用させていただくのですが、そちらには、ボルダリングの壁なども用意して、幼児運動教室ができるような形に、あらかじめ施設を設計してございますので、そちらも使っていただきながら、小体育室の稼働率も上げていくように努めていきたいと考えています。

○高森委員長 ちなみに、リバーサイドでやっているこの教室は、継続するのですか、それとも、こちらに代わるのでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 継続していく予定でございます。

○高森委員長 今の話に戻りますが、南部地域は、こういった教室を開いている場所はあるのですか。

○青少年・スポーツ課長 南部地域には、体育施設としては柳北スポーツプラザがございまして、柳北スポーツプラザは、体育館とテニスコートしかない施設でございまして、体育館で実施しようとしても、体育館の稼働率が現在9割を超えている状況ですので、現在の柳北でやるのは、なかなか難しいという状況でございます。

○高森委員長 ほか、特にございませんでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは続きまして、協議事項、青少年・スポーツ課のオについて、何かご質問はございませんでしょうか。

○垣内委員 今回のイベントについて、この支出の部の、会場を付帯設備とも借用料ゼロ、コスト負担分をこちらのミレニアムホールのほうですという形での共催と理解していい

のかどうかというのが1点です。

それから、こういった音楽を含む形の和やかなイベントというのは非常にいいものだと思うのですが、これまでこの団体は、こういったことをしていなかったのでしょうか。つまり講演会だけで、ほかのパフォーマンスとあわせたような事業は展開していなかったのかという、今回初めてなのかどうかという、2点だけお尋ねしたいと思います。

○青少年・スポーツ課長 まず1点目のご質問でございます。共催という形で、今回させていただくのは、台東区ジュニアオーケストラが出演するというのも1点でございます。

また、コスト負担に関しましては、共催ということで、会場使用料を免除という形にさせていただくという部分で、委員ご指摘のとおり、こちらはこの分を応援するという形にさせていただいております。

また、この団体の事業がということでございますけれども、こちらは、毎年“社会を明るくする運動”は実施しているんですが、5年ごとに少し大き目のイベントを実施されていると聞いてございます。台東区のジュニアオーケストラが、この音楽のつどいに参加するのは初めてでございますけれども、それまでは60回の運動の式典に関しましては、別のイベント等を、それぞれにあわせて講演会とプラス何かイベントを考えるという仕組みで、運営されていると聞いているところでございます。

○和田教育長 今年は共催ということですが、期日が8月10日、夏休みとはいえ平日の昼間ですね。共催というからには、できるだけ多くの方にご参加をとということですが、その辺りの集客といいますか、周知の段取りについては、青少年・スポーツ課ではどのようにしていますか。

○青少年・スポーツ課長 もちろん、保護司会を中心としております推進委員会でも周知をされているということで、広報等でも周知されているのですが、今回、ジュニアオーケストラが出演するというので、ジュニアオーケストラの保護者の方、父母の方などが、こちらの“社会を明るくする運動”の講演会及び音楽のつどいにも参加したいという、保護者側の要望もございまして、推進委員会も、その保護者世代の方をターゲットに講演等を進めていきたいということもございまして、今現在、父母でどのくらい参加するのかという希望をとっているところでございます。

○和田教育長 ジュニアオーケストラが出演させていただくということで共催という、いろいろな説明もあったかと思いますが、その辺り、周知、集客、ジュニアオーケストラの出演、そういうことと共催とが本末転倒にならないように、説明はきちんとしていただきたいです。

○樋口委員 啓発資材とは、ご来客した方及び主催に協力した人に配るという解釈でいいわけですか。

○青少年・スポーツ課長 はい、そういう解釈でございます。

○高森委員長 ほかいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 本当に少ない予算で、よくこれだけ大きな事業ができるなどと思って関心していましたが、とても有意義な取り組みだと思しますので、ひとつ共催いたしたいと思います。

それでは、特になければ青少年・スポーツ課のエ及びオについては、協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 中央図書館 カ

○高森委員長 次に、中央図書館のカについて、中央図書館長、説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは(3)のカ、台東区子ども読書活動推進計画(第三期)につきまして、ご報告させていただきます。資料は6でございます。このホチキス留めのものと、それから資料番号は付してございませんが、冊子のもの、この二つがございます。本日は、こちらのホチキス留めの資料を中心に説明をさせていただきます。

本計画につきましては、5月14日の教育委員会で案の説明をさせていただきました。その後、議会報告をいたしまして、パブリックコメントを実施してございます。本日は、その結果及び変更後の計画案がまとまりましたので、ご報告するものでございます。

それでは、改めてホチキス留めの資料をご覧ください。

項番1、パブリックコメントの実施結果でございます。パブリックコメントは、5月29日～6月19日までの3週間実施いたしました。この間、広報たいとうでご案内をし、また本庁舎、区政情報コーナー、生涯学習センター、区民事務所ほかの主な区民施設に計画案をご覧いただけるようにしたほか、区のホームページにも全文を掲載し、ご意見を募集してまいりました。

結果は資料のとおりでございます。2名の中から15件のご意見をいただきました。内訳は、こちら記載のとおりでございます。

なお、資料のホチキスを後ろの2枚目の表裏2ページにわたりにして、いただいたご意見と、それに対する区の考え方をまとめてございます。また、計画の中に該当ページのあるものにつきましては、合わせてページを記載してございます。なお、いただきましたご意見は、既に計画の中にその内容、方向性が盛り込まれているものと考えておりますので、計画の本文を変更するまでには至りませんでした。なお、この結果は冊子のほうにもあわせて掲載をしてございます。

パブリックコメントの結果については以上でございます。

次に項番2、計画(案)からの変更点でございます。(1)です。5月27日に台東区教育大綱が発表されましたことに伴い、体系図に教育大綱を追加するとともに、資料編のページに教育大綱の全文を掲載をいたしております。

恐れ入ります、冊子の6ページ、こちらに体系図が入っておりまして、この中に教育大綱が入っております。全文につきましては、78ページに載っておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

(2)でございます。パブリックコメントでのご指摘を受けまして、用語の解説を2件追加しております。ちなみに言いますと、レファレンスサービス、それから図書指導員という言葉の用語の解説を加えたところでございます。

項番3、今後の予定でございます。本日のご報告、そして7月24日、議会の区民文教委員会にご報告の後、冊子を関係機関に送付いたします。また、区のホームページにも全文を掲載してまいります。

今後、本計画に基づきまして、子どもの読書環境の充実に努めるとともに、一層の読書活動の推進に努めてまいります。

この読書活動推進計画（第三期）についてのご報告は、以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

ちなみに、先ほどの項番2の(2)の用語解説の追加は、何ページに載っていますか。

○中央図書館長 31ページと32ページでございます。

31ページの一番下のところ、学校の図書館ボランティアに関連しまして、レファレンスサービスという言葉の説明を加えておりますのと、おめぐりいただいて次のページ、32ページです。二つ注意書きがありますが、上の段のほうでございます。図書指導員という、これは中に出てくる登場順なので上にしてございますが、こちらに説明を加えさせていただきました。

○樋口委員 台東区内を歩いていると、本屋が少ないと思うんですね。やはり図書館の役割は非常に大きいと思います。ところが、簡単に行ってしまうのも難しいものですから、こっちが、やっぱり積極的に発信をしていかなきゃいけないと思うんですね。

ではどうやって情報として知らせるかについては工夫が必要だと思います。例えばこういう本が読まれているよと積極的に情報を出していくことも必要かなと思います。おもしろい本というのは一定の主観が入りますが、子供にアクセントをつけてやらないと、棚に並べているから、さあ、おもしろい本を読みましょうというのは、なかなか難しいと思うので工夫もお願いしたいと思います。

○中央図書館長 大人向けの本ですとリクエスト上位のランキングを載せています。子供の場合には特集を組みまして、今の時期だと、例えば水とか雨に関する特集など、そういう身近なところと本とのつながりを設けて、そこで何かきっかけにしてもらおうということは、何度か企画はしながら進めているところでございます。

○和田教育長 パブリックコメントの中で、ボランティアに関する記述が2件入っていますけれども、項番1の図書ボランティアの育成という部分、これは具体的に今後どういうふうにやっていくことになるのか。

それともう1点、項番5の、学校の図書ボランティアですね、これについての研修会とい

うのは、学校現場ではどうしているか、あるいは図書館として関わる要素があるのか、それについてはいかがでしょうか。

○中央図書館長 一部については図書ボランティア、読み聞かせの方の育成をしておりますので、継続する形でのフォローアップはやっていきたいと思っております。

それから、学校ボランティアにつきましては、学校の図書担当教員の方、あるいは職員の方と、こちらの司書職員との意見交換を通じて、学校への支援を図っていきたいと考えているところでございます。

○和田教育長 ボランティアの件ですけれども、パブリックコメントでいただいているご意見の中では、職員は異動があるだろうと。それで地域住民の方をどんどん活用してもらいたいというご意見ですけれども、今の読み聞かせ等のほかに、図書館の中でも実務上のいろんなボランティアなどについては、考えていることはありますか。

○中央図書館長 図書館業務の中で具体的にどう関われるかということについては、読み聞かせが中心で、ほかのところについては、まだ検討の段階でございます。

○和田教育長 もう1点、項番2のほうで、ノーテレビデーの話が出ていますね。これはご指摘のとおりかと思えますけれども、これについては、もう少しアピールをしていく必要があると思えますが、これはちょっと図書館だけの話ではないんで、教育委員会として、全体として、このノーテレビデーの推進については、保育園の副園長会が非常に積極的に提案をしてくれて、保育園では、定期的に毎月23日をノーテレビデーにするということ呼びかけもやっていただいているという実態があります。

ですので、教育委員会としてもサポートする意味で、いろんな場面でアピールする必要があると思えますので、教育委員会全体として考えられるような対応を考えていただきたいなと思えます。

○樋口委員 先日、バンコクに行きまして、日本の本屋がありました。タイの方々が買っていく本は、ほとんどがアニメ、漫画なんです。私のところに来ている学生も、何から日本語に興味を持ったのかというと、アニメ・漫画からという。本区は、かなり外国人来訪者及び住民などが多いです。少しアニメ・漫画を活用して、日本語に入りやすい導入口も図書館で考えたらいかがかと思うんです。海外からの日本語への関心は、大体そこから入ってます。良書・悪書ありますけれども、図書館に置いて、日本語の不得手の子供に対して、図書サービスとして、そういう入りやすい本を考えたらいかかと思いました。提案です。外国出身の方の利用率を高めるんじゃないかと思えますので。

○中央図書館長 今のところ、図書館では本を選ぶ、選書という作業があります。そのときに反映させたいとは思っています。

○高森委員長 本を読むというのは、ただ知識を得るだけではなくて、いろいろな学びがあって、先人の生き方に学んだり、情緒の発達に大きく影響したり、知識以外にも大きな効果が期待できると思えます。そういったことは、多分この子たちが日常生活を送っていく中で、対人関係のトラブルに対面したときに、こういったことを知っているか知ってい

ないかで、結構大きな違いが出てくるんじゃないかと思うんですね。いじめにつながりそうなことも、読書を通じて解決されることもあると思いますし、できるだけ多くの子供たちに本を読んでもらいたいなと私は思っているんですが。

学校の中での図書室、図書の利用など、そういったことの把握を学校側でもきちんとやっていたいていますけれども、実際に現状はどうなのかということも、一度見てみたいと思っています。

子供たちの読書環境を一番設けやすいのは学校だと思うんですよ。図書室・図書館は、夏休みの宿題をやるために、課題をやるために行くということもあるかもしれませんが、なかなか休日は足を運んでまで、平日以外は読書をするよりもほかのことに子供たちは時間を費やしたりしますから、当然、毎日のように塾に行ってしまうと読書の時間は必然的に減ってしまうので、学校の中でしっかりと位置づけていただけるのが一番安定はするかなという気もします。

○和田教育長 パブコメの9番のところで、計画案そのものについてのPRがちょっと難しい、なかなか十分ではないのではないかと感じております。これについて、例えば推進計画の内容を、ホームページに載ると出ていますけれども、その中で、もっと簡潔にポイントだけで並べるなどのことは考えていますか。

○中央図書館長 今ご指摘をいただきましたので、検討してまいります。

○高森委員長 ほかいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、中央図書館の力については、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○高森委員長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

初めに庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それではまず、アの区民文教委員会における審議事項及び報告事項について、ご説明をさせていただきます。資料7をご覧ください。

6月19日、金曜日に平成27年区議会第2回定例会の区民文教委員会が開催されております。

教育委員会関係といたしましては、議案が1件、陳情が2件、報告事項が17件でございました。

審議結果につきましては、資料のとおりでございます。

資料の2ページをご覧ください。(2)中学校体育館エアコンの整備についてでございますが、中学校の体育館のエアコン整備が、平成28年度をもって、全校終了するという報告をさせていただいたところでございます。委員からは、小学校の体育館についても早期にエアコンの整備を実施してほしいというご意見がございました。

次に(3)黒門小学校及び上野中学校の大規模改修についてでございます。こちらにつきましては、黒門小学校は復興小学校ということになっておりますので、復興小学校の意匠に配慮した改修をしてほしいというご意見がございました。また、専門家のご意見を聞くような機会を設けてほしいというようなご意見がございました。

(6)をご覧ください。区立中学校長の人事異動についてでございます。駒形中学校の校長が6月1日付で新任となりました。委員の方の中から、新任校長は大変評判がよく、地域でも支えて行こうというよい雰囲気になっているというご意見がございました。

次に(7)の台東区オリンピック・パラリンピック教育の推進についてでございます。主な質問・ご要望等といたしましては、他の課でも関連する事業を展開しておりますので、そういった事業との連携整合を十分に図って、相乗効果を上げてほしいというご意見がございました。

資料の5ページをご覧ください。17番の若者のひきこもり対策についてでございます。主な質問・ご要望等といたしましては、区内のひきこもりの方の現状を把握しているのかというご質問がございました。それから、要望といたしましては、デリケートな問題ですので、当事者の気持ちに十分配慮して実施をしてほしいというご意見がございました。

それから、項番4のその他でございます。これは、区民文教委員会の和泉副委員長からのご提案でございます。学校の屋上に、ヘリサインの代替になるように児童生徒たちに校名を大きく書くようなことを検討してほしいというご意見がございました。

区民文教委員会の概要については以上でございます。

次にイ、後援名義の使用についてでございます。資料は8をご覧ください。

いずれも、過去からの継続分でございます。

まず、庶務課の取扱分が2件でございます。台東区芸術文化財団の邦楽フレッシュコンサート2015。それから、東京大学大学院教育学研究科市川研究室が主催いたします、学習ゼミナールの2件でございます。そのほか、児童保育課の取扱分が1件。生涯学習課の取扱分が1件でございます。

アとイの説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

今までと資料のつくり方が変わりましたが、何か意図があるのでしょうか。

○庶務課長 今までの資料ですと、報告内容が割愛されておまして、審議のやりとりが非常に詳細に出ている部分があるのですが、その審議の中で、一番ポイントになるようなこと、これから教育委員会として考えていかなければいけないこと、課題になったような

ことを抽出して書かせていただきました。

○高森委員長 ペーパーの無駄にもならないですし、わかりやすくいいと思います。

教育大綱の部分では何か言葉が抜けているような気がしますが。

○庶務課長 ご指摘のとおりでございます。反映という言葉が抜けておりました。訂正させていただきます。

○樋口委員 黒門小学校が復興小学校というのは、震災のことですか。

○庶務課長 小学校関係で復興というと、関東大震災以降に復興した小学校という、一般的には、そのような理解がされているところでございます。

○樋口委員 復興小学校というのは、黒門小学校を指すのですか。

○庶務課長 黒門小学校以外にも、台東区で言えば東浅草小学校も復興小学校に入りますので、関東大震災以降に東京都、当時は東京市ですか、震災にも耐えられるような構造の小学校をつくっていかうという趣旨でつくられたものが、復興小学校ということで整理しております。

○高森委員長 その他のご意見はどのような意図で、それをなさりたいと思うのでしょうか。

○庶務課長 和泉副委員長が議長をされていたときに、防災ヘリコプターにお乗りになって、台東区内を上空から防災の観点でご覧になったそうです。ヘリコプターが降りるための、Hという大きなマークがあったり、あるいはここはどういう施設ですよというのを表示したヘリサインというものがあるのですが、ヘリサインというのは、一定以上の大きさ、字の太さというのが決められておまして、なかなか規格のものが書けるところが少なく、区内では非常に数が少ないです。当時の議長の上空からの視点では、そこが何々学校だということがわかって、本当に知らない人が初めて見ただけでは、どこの学校だとかかわからない。ただ、ヘリサインはそういう規格があるということなので、なかなか規格通りには書けないということを防災の所管課が言っています。

それであるならば、規格に合わなくても、学校の屋上で子供たちに校名を大きく書かせて、それを上空から見るとある程度判断できるので、防災の効果もあるし、子供たちに校名とそれに付随するデザイン的な絵を描かせることで、子供たちの情操教育にもなるのではないかという、そのような趣旨からのご提案でございました。

○高森委員長 ずっと検討してきたのですか、それとも今回が初めてですか。

○庶務課長 確かに防災の観点から見ますと、小学校は避難所にもなっているということがございまして、いざ実際その上空から見たときに、ヘリサインの規格まではいかなくても、上空から見て、あそこが何々学校だということがわかれば、例えば物資の投下にも役立ちますし、子供たちが自分たちの学校に対する愛校心を育む一助にもなるという観点からのご提案と受け止めてございます。

○高森委員長 もし防災ということにウエートを置くのであれば、早くやったほうがいいという気もしますが、いまだ検討の段階ですか。

○庶務課長 こういったご意見をいただきましたので、防災の所管ともいろいろと相談をして、どういう形でできるか、どこの学校でできるのかと検討しているところでございます。

○高森委員長 ほかいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 特になければ、次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 庶務課取扱分の2点目の学習ゼミナールですけれども、これについては毎年、後援名義使用を許可していると思いますが、実際、区立の中学生、中学校への伝達は、どういうふうにやっていますか。

○庶務課長 後援の許可をいただきました後、中学2年生が対象となりますが、区内の区立中学校にチラシ・パンフレット等を配布してご案内をしているところでございます。毎年、台東区と文京区の中学校2年生が、定員は150人ですけれども、大体半々ずつぐらい、ご参加いただいているという状況でございます。

○樋口委員 これは教員が参加しないと意味がないですね。中学生にやる授業ですけれども、新たな指導法を提案するわけですから、だから区内の中学校の先生に周知しなければならないと思います。参加する中学生プラス教員に声掛けて指導法を学ぶということです。

○庶務課長 そういう趣旨のゼミナールでございますので、学校にも、ただいま樋口委員がおっしゃったような趣旨のことを説明をした上で、チラシの配布等をお願いしているところでございます。

○高森委員長 毎年、先生は行かれているということは、情報として入っていないですか。

○庶務課長 そこまでは捉えてございません。

○樋口委員 我々も時間があつたら行かなきゃいけないですね。東京大学に行きましょう。

○末廣委員 毎年対象の中学校は決まっているのですか。

○庶務課長 全校にお配りしてございますので、各校から自由参加という形でございます。英語、数学、社会、理科、国語という多岐にわたっているところでございます。

○樋口委員 時間等の載ったパンフレットなどは市川研究室でつくられて、学校に配るということになっているのでしょうか。

○庶務課長 そのとおりでございます。

○高森委員長 教育心理学の知見を取り入れたというのは、どういうかたちになるのか、ちょっと想像ができないのですけれども。

○樋口委員 心理学ですから、飽きないようにするのです。

○高森委員長 心理学の成果を加えたところで、教科でその成果が取り入れられる授業ができるというところが、非常に興味を引きました。

○庶務課長 例えば、先ほど科目を申し上げましたけれども、毎年、同じ科目であったと

しても、例えば数学であれば問題文を理解するコツ、国語であれば言いたいことを表現しようなど、非常に具体的なテーマを設けて、学習のポイントを絞る、ツボを押さえたような授業をしていくというように普段の学校の授業とは違って、より子供たちの向学心や学習意欲を掻き立てるようなプログラミングと教え方というものを意識しているというようにお聞きをさせていただきます。

○高森委員長 受講する中学生の立場になるとそうかもしれませんが、やっぱり先生にこれを見てもらうのが一番効果が高いかなと思いますね。

参加した中学生にリサーチするようなことはやっていらっしゃいますか。

○庶務課長 一応、事業実施者、主催者に実績報告の中で、そういう詳細のアンケートを、簡単なものとはっているようですけれども、詳細なものを今後集めていただくようにというをお願いしているところでございます。

○高森委員長 そちらのアンケート結果を集約して、また提供いただけるというシステムということですね。

○庶務課長 はい。

○高森委員長 わかりました。ほかいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承を願います。

(2) 学務課 ウ

○高森委員長 次に、学務課のウについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、「特別支援教室の導入ガイドライン」について、ご報告をさせていただきます。資料は9でございます。

本件につきましては、本年3月に東京都教育委員会より示されました「特別支援教室の導入ガイドライン」の概要と本区の対応についてご報告をするものでございます。

ご報告に入ります前に、現在の通級指導学級について現状をご報告させていただきます。資料9、プリントの一番最後におつけしているA4判1枚のものをご覧ください。

既に、ご承知おきの部分もあろうかと思いますが、通級指導学級とは、通常の学級に在籍しながら、発達障害等、特別な指導を要する児童・生徒に対して、障害に応じて個別指導や小集団での指導を行っているというものでございます。児童・生徒は、通級指導学級が設置された学校に週1～2回通って指導を受けておりますが、小学校の場合は、保護者の送迎が必要となっております。

本区の場合は、情緒障害等通級指導学級といたしまして、平成小、大正小、石浜小の各小学校に設置させていただいております。その他の通級指導学級としては、黒門小学校の難聴・言語障害通級指導学級。中学校では、御徒町台東中学校の情緒障害等通級指導学級、柏葉中学校の難聴通級指導学級がでございます。

資料別紙の一番最後の表でございますが、特に小学校の情緒障害等通級指導学級の在籍

者につきましては、年々増加傾向にございまして、平成22年と比べますと、ほぼ倍増している状況でございます。こちらが通級指導学級の現状でございます。

本日のご報告では、通級指導学級のうち、小学校の情緒障害等通級指導学級について、東京都のガイドラインが示されたということでございますので、それに基づくご報告でございます。

資料の項番1、「特別支援教室の導入ガイドライン」に至る経緯でございます。高機能自閉症やADHDなどの発達障害の児童は、現在、在籍校から「情緒障害等通級指導学級」に通って指導を受けておりますが、保護者の送迎等、移動にかかる負担から、必要な指導が受けられていないのではないかという指摘がございます。

東京都教育委員会では、発達障害の児童は、全ての小学校に在籍していると推測されるといたしまして、平成22年に策定した「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」において、教員が各小学校を巡回して発達障害教育を実施する「特別支援教室」を全公立小学校に導入するとしております。

その後、東京都教育委員会では、平成24年度からのモデル実施を経まして、今般「特別支援教室の導入ガイドライン」を示し、平成30年度までに全公立小学校に「特別支援教室」を設置するとしたものでございます。

次に項番2、特別支援教室についてでございます。別添A3判のリーフレットをご覧ください。こちらは、東京都教育委員会が教職員向けに作成したリーフレットでございます。

表紙の円グラフをご覧ください。東京都教育委員会の調査では、通常の学級に在籍している児童のうち、発達障害の児童と思われる割合は6.1%と推測しておりまして、この6.1%の児童のうち、通級指導学級で特別な指導を受けられていない児童が、約8割いるのではないかという結果となっております。

こうした背景から、特別支援教室を全小学校に設置し、教員が巡回することにより、より多くの児童が特別な指導を受けられるようにしようとするものでございます。

リーフレットをお開きいただきますと、特別支援教室の概要、背表紙には導入により期待できる効果等が示されておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

A4判の資料にお戻りください。項番3、教育委員会の対応についてでございます。

教育委員会といたしましては、東京都教育委員会からのガイドラインが示されたことを受けまして、これまでの通級指導学級からの大きな制度転換でございますので、導入に当たっての課題を整理し、導入計画を策定するため、教育委員会関係各課及び小学校長によるプロジェクト・チームを設置し、(2)にお示しした検討事項について検討してまいります。なお、第一回のPTを7月7日に開催し、検討に着手したところでございます。

次に今後のスケジュールでございます。資料がございませんので、今後のスケジュールについて、口頭で失礼いたします。

導入スケジュールにつきましては、本年度、導入計画の策定をしております。平成28年度につきましては、施設の改修ですとか、校内体制の構築、それから教員の研修、保護

者への周知等の導入準備を進めていく予定でございます。

平成29年度からは、小学校全校に特別支援教室を設置し、指導を開始すると、このような大枠のスケジュールを考えておりました。詳細なスケジュールにつきましては、プロジェクト・チームの中でつめてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 現在、通級に通っていらっしゃるお子さん、もしくは保護者の方から、今、東京都教育委員会から示された問題意識、これについてやっぱり実態の声として、かなりあるのでしょうか。

○学務課長 現時点で、この特別支援教室という考え方が示されたのは平成22年にはなるのですが、まだ保護者の間で、このような教室にしてほしいですとか、こういう形にしてほしいといった直接的なご要望はいただいている状況でございます。

○和田教育長 実際、保護者の方が送り迎えをしなければならないというシステムですけども、そういう面で、やはり負担感があるように見えますか。

○学務課長 本区の就学相談等に上がってくるケースでは、ほとんどの親御さんが、送り迎えにはご理解いただいているという状況ではございますけれども、やはりご負担は相当なものがあるのではないかという推察はしております。

本区のケースではございませんが、やはり送り迎えが必要ということで、通級を断念したというケースもあると聞いておりますので、そういった部分は大きな課題にはなっているだろうという認識はしております。

○樋口委員 プロジェクト・チームを設置して概要を策定していただくということで、予算措置をするということになりますか。

○学務課長 検討内容については、適宜、本委員会にご報告、ご了承いただいた上で、予算等のお願いをしております。

○和田教育長 区が負担する費用は、教室の整備費が主たるものと思っておりますか。

○学務課長 東京都の想定では、大規模な工事等の必要はないと。既存の例えば相談室ですとか、特別教室の一部を時限的に使うですとか、そういった対応で構わないという趣旨でございますので、区としては教員が拠点となる拠点校というのを、今後、検討していくのですが、そこについては、ある程度の設備等は必要になってくると思いますが、各校につきましては、大規模なものは現時点では想定をしております。

ただ、今後、各学校に調査をかけまして、必要な工事等については把握をしていくというような予定になってございます。

また、経費につきましては、東京都より1校当たり上限が70万円という補助が出るということでの説明は受けておりますので、補助を活用して、整備は進めていきたいと考えているところでございます。

○和田教育長 具体的に教室の規模としては、どの程度のことを想定しておりますか。

○学務課長 基本的に想定しておりますのは、個別に対応できる部分と、ある程度のグループでの指導に対応できるという広さを勘案いたしますと、やはり1教室分ぐらいは欲しいというところは、正直はございます。

ただ東京都の、それから既に先行してモデルケースで実施している北区や豊島区の例を見ても、教室の半分ぐらいの大きさでも対応はできると。やはり各校人数が、それほど20人、30人という訳では当然ございませんので、そういった個別の対応等、対応の仕方の工夫で、広さの部分は、ある程度はカバーできると聞いているところでございます。

○末廣委員 現在の通級指導学級に在籍する方たちは、実際には送り迎えができなくて、いけないとかという割合というのは、どの程度あるのですか。

○学務課長 本区の場合は、相談を受けている段階では、送り迎えが無理なので通わせられないといったケースはございません。

ただ、潜在的な数としては、東京都教育委員会が言っているとおり、全児童の6.1%が発達障害の可能性があるということです。このうち特別な指導を受ける必要があるだろうというのが、6.1%のうちの48.9%。これは本区に当てはめると約190人、これが恐らく対象になってくるだろうという推測が出ております。発達障害かどうかという実態の調査をしているわけではありませんので、あくまで数字を当てはめて推測した数字でございまして、そういった点でご理解いただければと思います。190人ぐらいの対象者がいるのではないかという推測は立てているところでございます。

○垣内委員 基本的には、保護者の方の負担も減り、さまざまな専門家が介入することによって、より教育の質が上がると思われますので、結構なことだと思うんですけども、具体的に、どの児童が特別支援室に通う必要があるのでしょうか。今の段階、通級でいらっしゃっているのが、平成27年時点で91人ですが、これは全員希望者というか、必要な方が入っているという理解でよろしいのか、それとも先ほどおっしゃったような、本来190人分くらいまで推測されるのかどうか。そういう児童は、みんな特別支援教室のほうに、何らかのセレクションによって振り分けるということになるのかどうか。これが1点です。

二つ目は、特別支援教室専門員や臨床発達心理士等、それから巡回指導教員、それに学級の担任と、専門家が入ることはすごくいいことだと思うんですけど、どういうふうにくまなく役割分担していくのかというあたり、モデル校もあるということですので、その実態について教えていただければと思います。

○学務課長 現状の通級に通うお子様につきましては、学校における日常の状態などから、学校からの相談であったり、あるいは松が谷福祉会館といった療育施設からの相談であったり、根本としては、小学校1年生に入る際に、就学時健診を受診していただきますので、そのときに相談が必要ということであるケースについて、学務課の就学相談に上がってきます。そこで知能検査等、いろいろな検査、あるいは専門家からの助言をいただいて、通級する必要があるかどうかの判定をさせていただいています。大卒で言いますと、このような流れで現在は、通級の判定をして入級していただいているという状況でございます。

現在定員で言いますと100名までということですので、現状ほぼいっぱい状況になってきてはございますけれども、いっぱいなのでお断りというケースは、今のところは至っていないというのが現状でございます。

それから今回、専門家が配置される、あるいは巡回を受けるということでございますけれども、それを具体的にどうやって活用していくかにつきましても、本区の場合でどうやって活用していくかについては、今後PTの中で、いろいろ検討していかなければいけないと思います。それから、今後の教室に、どういうふうに誰が通うというのを決めるのは、まず学校のほうで一次的な判断をしていただくような形になります。教室に入るレベルなのか、あるいは通常の学級の中で十分指導すれば対応できるレベルなのかといったところの判定は、まず学校で一次的にやっていただいたものを、最終的には、教育委員会が教室に入級させるかどうかの判断をするというような流れにかわってくるということでございますので、そういった校内の仕組み、今後PTの中で検討していかななくてはならない課題になっている状況でございます。

○和田教育長 これは教育支援館長に意見を伺いたいんですけども、従来の通級指導の場合には、複数の学校から同じ時間帯に集合して、そこで複数の子どもたちが何人か、いわゆる集団指導、個別指導もありますけれども、集団指導も行っているわけですね。

これが今回、通級ではなくて支援学級という形になった場合に、人数のまとまりのようなものは、あまり期待できなくなる可能性も一方でもあるかなと。集団指導がしにくくなって、あるいはそういう機会が少なくなるのではないかという、またそのことによる影響があるのではないかという声もありますけれども、その辺りはどうですか。

○教育支援館長 そうような課題はあると思います。ただ、実際に校内で通級することで、一人一人のニーズに応じた形で、個別指導がやはり重点的に必要な子は個別指導でやって、集団指導は、通常学級、在籍学級の中で配慮してやっていく。そしてまた、そういう形で小グループの指導が必要な子供たちにとっては、そういうような形で、同じ時間に3人とか2人とかという形で、特別支援教室に校内でやるという形で、一人一人のニーズに応じた指導計画を基に立てて、対応していくというような形になると思われま。

○学務課長 現状、各小学校から3校の通級指導学級へ通っている児童数で言いますと、ほぼ各校に複数人以上の児童がいるという状況でございます。

今、教育支援館長のからも話がありましたとおり、お子さんのケースに合わせての指導、その中で、ある程度の集団指導も必要だということになれば、そういった学級に来る時間をうまく調整して、複数人数で指導するなどの対応が可能なのかなと考えているところでございます。

○末廣委員 現在の通級指導学級を担当する先生は、いわゆる専門家ですか。

○教育改革担当課長 今、通級指導学級を担当している教員は、基本的には皆、特別支援学校の免許を持っているのが基本ですけども、免許がない者については研修を受けて、何年間のうちに、特別支援専門の免許を取っていただくという形で、研修を通して、そのよ

うな免許を取るようなシステムになっております。

○高森委員長 今、別紙にあるそれぞれの特別支援学級の今までの運営形態が、また少し変わってくると思いますけれども、それぞれ適当に分散していて、その分こちらも対応しないといけなくて、教員の適正な加配もしなくてはなりません。ただ一つ言えることは、各学校に設けられたことで、網の目がまた細かくなっていくのかなという安心感もありますし、子供を通わせている親も安心できるかと思います。大変かもしれませんが、少しずつこういうことが充実していけば良いと思いますので、またいろいろ検討していきたいと思います。

ほか、特にございませんでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、学務課のウについては、報告どおり了承願います。

(3) 児童保育課 エ

○高森委員長 次に、児童保育課のエについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、6月11日に開かれました子育て支援特別委員会における報告事項について、ご報告をさせていただきます。

報告は2件、教育委員会としては7件ございます。

まず1点目が、私立幼稚園の保護者補助の充実についてということで、900円の値上げの補助をするということについてのご報告をさせていただきました。

こちらにつきましては委員から、区が私立幼稚園の保育料について把握している金額ですとか、区立幼稚園との差についてご質問がございました。こちらの資料にあるとおり、ご報告をさせていただいているところでございます。

2点目といたしましては、第1回補正案件といたしまして、認定こども園の整備についてを学務課長からご報告をさせていただいております。これにつきましては、1ページ目、一番最後のところでございますが、区内で初めてとなる民設民営の認定こども園に対して、区がきちんと補助をしていかなければならないと考えるが、というご質問に対して、2ページ目の冒頭でございます。学務課長より、現時点での考え方としては、民設民営園についても「保育所型」を想定しているため、保育所に対する補助がベースになるという回答をさせていただいております。

報告事項の3つ目、平成27年4月の保育所等の入所状況についてを報告させていただいております。こちらにつきましては、2ページ目の中段、認可保育所等の整備については、基本的に次世代育成に掲げました計画ままでいくのかというご質問がございました。

これに対しまして、3月の委員会で、第1回定例会において、新たに計画外に認可保育園2カ所を整備する旨のご説明させていただき、計画を前倒しして現在対応していると答弁させていただきました。

報告事項の4番の手前にありますご質問についてですが、委員からは、待機児童の多い

地域で保育所等の整備を提案してきた応募事業者があった場合に、優先的にそういった応募を採用するのかといったご質問がございました。

これに対しては、できるだけ区の意向を伝えて、区の実情に合わせた整備に努めていきたいという回答をさせていただいております。

報告事項の4番でございます。認可保育所及び小規模保育所の開設についてをご報告させていただきました。こちらは、公募の結果と27年度途中開設施設を28年4月のままで、期間を延長するというご報告の内容のものでございます。

これにつきまして、まず浅草橋一丁目の区有地を活用した案件についてのご意見といたしまして、3ページ目、まだ更地の場所に保育所を建てるという計画でございますので、保護者に向けた周知は、どのように考えているのかというご質問がございました。

こちらにつきましては、11月に行う園児募集に合わせて、できる限り図面等をお示ししていきたいということをご報告させていただきました。

また、子どもの声が騒音というトラブルが生じているが、近隣の住民に対してどのように説明していくのかということにつきましては、事業者とともに近隣住民に個別に訪問させていただき、丁寧に説明したいという旨を話させていただきました。

委員からは、来年4月の開設分について、浅草橋一丁目区有地につきましては、3園からという応募がございました。これについて、どう考えているのかというご質問がございました。

私からは、物件の確保が困難な状況にあるため、区有地を活用した公募に対して、事業者から手が挙がり易かったとお答えさせていただきました。

また、一番最後、道路が狭いということがございますので、保護者の自転車駐輪の問題については、配慮してもらいたいというご意見が上がっております。

報告の5番目でございます。認可保育所の整備につきましては、28年4月に新たに1園開設するということの報告でございましたが、こちらについては質疑がございませんでした。

報告の6番目、27年4月こどもクラブ入会状況についてでございます。こちらにつきましては、4ページ目をご覧ください。

秋間委員から、この春の状況を踏まえて、次世代育成支援計画の中に計画をした考え方は変わるのかというご質問がございました。

私のほうからは、計画に示した考えは変わっていないということを繰り返しお伝えしたところでございます。

また、和泉委員からは、一番最後になりますが、地域偏在の傾向があるため、ニーズに合った地域への整備に努めてほしいというご意見をいただいております。

報告事項7番でございます。こどもクラブ委託事業者選定方法の見直しについてでございます。

こちらにつきましては、中段でございます、真ん中の辺りの秋間委員でございますが、こどもクラブというものにつきましては、安全な生活の場を提供するところであり、同じ

業者が長く運営をするということは、地域に馴染んでいることで、よいことであるというご意見をいただきました。

これにつきましては、5年に一度の公募という形を取れば、結果として同一事業者が選定されることがあっても、区ではない第三者の目が入ることに、より保護者に安心していただく環境が整うのではないかとということをご答弁させていただきました。

また、4ページ目の一番最後の木下委員のご質問では、今回6つのクラブの選定の中に、4つの社会福祉事業団の運営が入ってございましたので、これを受けまして、社会福祉事業団の改革案が明確に出ていない中で、民間と競わせるというのはどういうことかというご質問がございました。

5ページ目の一番最初でございますが、答弁といたしましては、事業団の改革とは別に提案したものということで、ご説明をさせていただいております。

5ページ目、中段になります阿部委員からは、今回、14クラブ中6クラブを選定しているが、28年度以降は、どうなるかというご質問につきましては、保育士や教員の確保の課題もありますので、今回の募集状況等を踏まえて判断していきたいと、ご答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

4ページ目の報告事項7番の下の方の秋間委員の質問に対して、「5年に一度の公募という形で、第三者の目が入ることで安心して頂く環境が整う」というのもあるんですけれども、5年に一度の公募という形を取るのも、事業者も真剣に取り組んでいただければというものが、一番大きいんじゃないかと思うんですね。短ければ短いほどそうでしょうけど。それが形骸化していかないように、常にこういった形をとり続けていただければと思います。

○児童保育課長 間もなく選定を実施させていただくことになります。選定の際には、その旨も心において、選定をさせていただきたいと思っております。

○高森委員長 タイムリーな記事が、とある雑誌に載っていたのでコピーしてきたのですが、保育の問題は保育特需と言われていて、日本全国どこも大変な対応を迫られているわけですが、その雑誌に載った記事は、保育の量が増えてきたので質が大分落ちてきている、保育崩壊が始まっているということを危惧した文章でした。タイトルがちょっと衝撃なんですけど、「ママ、あんなところに行きたくない！子どもを蝕む「ブラック保育所」急増の裏側」というタイトルがついているんです。

これの中身は細かなことは言いませんけれども、保育所特需のような建設ラッシュの中で置きざりにされているのが保育の質の根幹を支える保育士の人件費などのところで、とある県のとある市では、ある市議会の議員団が、それぞれの保育所の決算から人件費の比率の平均を出したんだそうです。そうしたところ、社会福祉法人は人件費分の割合が70%を超えているのに対して、株式会社は53.2%と。市内で最も多い某社は45%と著しく低か

ったということで、そういった中で、保育士の離職も激しくて、中堅が育たない悪循環に陥っているような、そんなシビアな批評がされていたんですね。

台東区は、まだ、それほど規模も大きくないですし、ちょうどバランスよく保育所、幼稚園、こども園があるので心配はしていないですけれども、これからどんどん増えていくに当たっては、こういったことも少し注意しなければいけないかなと思います。

ところで決算から人件費の比率を平均して出すというのは、樋口委員、どうなのでしょう、こういうやり方は妥当なやり方ですか。

○樋口委員 決算というのは、最終的に1年間どれだけかかったかというわけですから、変動するわけです。だから、政策的数字ではないと思うんです。なので、必ずしもその数字が妥当かどうかは、問題があると思うんです。もちろん経年で、3年か4年ぐらい見ないと、1年で見て必ずしもというのはいけないと思います。

谷中保育園を見ても、前の車道と歩道の間が、ほとんど50センチもないようなところで、いわゆるキッズルームがございまして、子供の窓のすぐ外を車が入っているという状況です。新設のところないしは既存のところでも、なかなか広々したところを、提供したいなと思いますけれども、きついなと思いますね。

○高森委員長 ほかいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、児童保育課のエについては、報告どおり了承願います。

(4) 中央図書館 カ

○高森委員長 次に、中央図書館のカについて、中央図書館長、報告をお願いします。

○中央図書館長 (5)のカ、中央図書館の年末臨時休館について、ご報告をいたします。資料11でございます。

図書館のさまざまなサービスの基盤になっております図書館システム、具体には蔵書検索、図書の予約あるいは貸出・返却の管理などになっておりますが、こちらのシステムは、現在のものが平成23年1月より稼働しておりますが、12月をもって5年経過し、リース期間の満了を迎えました機器の入れ替えを行います。この間、システムを停止して作業を行う必要があります。利用者に支障がないように、作業日程の短縮に配慮してまいりましたが、それでもなお日数を要するため、この度、臨時休館日の設定をお願いするものでございます。

項番2をご覧ください。臨時の休館日は、平成27年12月29日、30日の二日間です。

また、その前日であります28日は、通常夜8時閉館のところを午後5時に閉館をいたします。その後すぐに作業に取りかかりまして、現在使用しておりますサーバーのバックアップ、データの抽出、そして新しいサーバーの設置及びデータの移し替え、それからシステムを使用しております区立図書館、各施設との接続等を行う予定でございます。なお、臨時休館をいたしますのは中央図書館のみでございます。そのほかの浅草橋、谷中分室ある

いは根岸、石浜図書館、そして、まちかど図書館につきましては、それぞれの休館日と重なっておりますので、こちらにつきましては、臨時休館としないで、予定どおりでございます。

なお、システムの入替えに伴いまして、この期間、蔵書検索システムが停止となりますので、図書の予約機能等は停止となります。

項番3は周知の方法でございます。概ね11月ごろの広報「たいとう」に臨時休館についての記事を掲載するほか、区のホームページ、図書館ホームページへの掲載、また図書館へのポスター等の掲示などによって、利用者の方に周知を図ってまいります。

また図書館で、年間カレンダーを配っておりますが、こちらにつきましては、もう既に日程が入っておりますので、これは時期を置かず、速やかに臨時休館を加えたものを置き換えてまいります。この関係がありますので、ちょっと早いところでございますが、臨時休館についてのご報告を今の段階でさせていただくというところでございます。

図書館をご利用いただいている方々には、ご不便をおかけすることになりますが、この間、返却期間の延長など、できる限り影響が出ないように工夫をしておりますので、よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。よろしいですか。

(なし)

○高森委員長 それでは、中央図書館の力については、報告どおり了承願います。

3 8月の行事予定

○高森委員長 次に、8月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、8月の教育委員会の行事予定について、ご説明させていただきます。資料12をご覧ください。

まず、教育委員会の定例会でございますが、17日、月曜日、14時から。それから20日、木曜日、11時から定例会がございます。よろしく願いいたします。

そのほか主なものとしたしましては、7日、金曜日でございますが、国際理解重点教育の海外派遣団出発式が、11時から1003会議室でございます。

その他の行事につきましては、資料のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

もしかすると、先ほど承認をした8月10日の保護司会の予定が入るかもしれませんね。

○青少年・スポーツ課長 教育委員会の行事ということではないかもしれませんが。

○高森委員長 他にないようであれば、行事予定については、報告どおり了承願います。

4 その他

○高森委員長 そのほか、何かございますか。

○庶務課長 昨日、柏葉中学校から教育委員会指導課のほうにテストの答案用紙、生徒2名分を紛失したとの報告がございましたので、経緯等をご報告させていただきます。

7月1日の水曜日に家庭科のテストを行いました。そのときに体調不良を訴えていった生徒一人と、その試験時間に遅れてきた生徒の二人が別室で試験を受けました。

試験終了後にその試験の監督者が2名分の答案を家庭科担当の教諭に直接手渡ししております。家庭科の教諭は7月6日、月曜日にその2名の生徒の答案が見当たらないということに気づきまして、校内の可能性がありそうなところを探しましたが、発見することができなかったということでございます。

同日、午後に当該教諭が校長に2名分の答案の紛失を報告いたしまして、翌7月7日の火曜日に副校長から指導課へ紛失の報告がございました。

答案紛失発覚後の学校の対応でございますけれども、7月8日、昨日になりますけれども、校長と家庭科の担当教諭がその2名の生徒と保護者へ謝罪をするとともに、紛失の経過の報告、それからちょうど1学期末の期末考査に当たるテストでございますので、1学期の成績への対応等について説明を行いました。特に3年生ということでございますので、進路にも関わる重要なテストの答案を紛失しておりますので、お二人の生徒さんが成績の面で不利益を被ることがないように、対応に万全を期すこと、並びに生徒、保護者の方々が不安を抱くことのないように謝罪、説明に意を尽くすことを指導課から学校のほうへ指示をいたしております。

また、本日でございますけれども、全学年の保護者を対象といたしました臨時保護者会を午後6時30分から実施をする予定でございます。

教育委員会の対応といたしましては、昨日になりますけれども、東京都の教育委員会人事部にこの答案紛失の事故について報告を行ってございます。

また、7月8日、水曜日、午前中に連合校園長会がございましたので、本件の事故についての説明を行うとともに、全校園におきまして、個人情報の管理、取り扱いについての指導の徹底を図ることを指示してございます。

なお、今回は学校内での紛失ということで、外部で紛失をしての二次被害は考えにくいということ、それから都教委へもいち早く即時報告するということと、全学年の保護者様にも経緯と謝罪、今後の対応等についてきっちり報告をさせていただくということで、紛失による二次被害、それから事故の隠蔽などはないということは十分説明できるということで、マスコミへのプレスは行っていないところでございます。

教育委員会といたしましては、皆様もご存じのように、不祥事が続いておりますので、重ねての服務事故の発生は誠に遺憾ということで、教育長以下重大な事態であると認識してございまして、引き続き服務事故の再発防止の徹底を教育委員会が一丸となって行っていきたいというふうに考えているところでございます。ご説明のほうは以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして何かご質問はございませんか。

- 樋口委員 どこかにあるのではないですか。
- 高森委員長 何かの書類等に重ねていて、それごとどこかにしまっけたり、またシュレッダーに入れてしまっけたりというようなことはありえますね。
- 庶務課長 当然、これは学校内であってはないことということで、どこかに不備あるいは至らなかつた点が当然あることです。教員個人だけの責任ではなくて、やはり学校全体の、こういう重要書類の受け渡しや、日常の管理等のところでは問題があつたという、そういう認識は学校のほうでも今は受け止めて、保護者対応、生徒への対応をしているところではございますので、いずれにしても学校の管理の問題に瑕疵があつたということは間違いのないところではす。その辺りの原因、今後の対応は一つ一つチェックをかけていくよいうということで、教育委員会からも指示をしているところではございます。
- 高森委員長 成績の評価の仕方はというのは、これはどうなるのでしょうか。再テストするわけにもいかないでしょうし。
- 庶務課長 テストにつきましては、生徒さんご本人、それから保護者の方にもお詫びとご説明をいたしまして、同じ問題というわけではないですけれども、同等の難易度のテストをもう一度受けていただくということではご理解をいただいているところではございます。
- 高森委員長 当然、書類の管理徹底は学校の先生に限らず全ての大人、社会人として当然のことではすから。
- 樋口委員 一般的にではすけど、テストをして答案を返さない場合の保管義務は何年ではすか。
- 教育改革担当課長 基本的に期末考査、中間考査がありますけども、答案を集めて、それを必ず返しますので、小テストも含めてではすね。日常の小テストも含めて必ず一回返して、特に期末考査、中間考査にはまた採点ミスがないかチェックもしたら、あるいは答え合わせもしますので、必ず渡っているはずではす。
- 樋口委員 答案をもらって、ほかの生徒の答案はあつたわけでしょう、同じ家庭科の。そこの移動をどうしたのか。2枚を。我々もよくあるんですが、そのときには本体のほうに入れるはずなんですけど。
- 末廣委員 普段はね。
- 高森委員長 書類の管理がなつていなかったということではすね。預かつて、何かのうえに置いた上にまた書類が乗ってしまうとわからなくなる。
- 末廣委員 気づくのも遅かつたではすね。
- 高森委員長 すぐにやるべきなんです。
- 樋口委員 採点をして、同じ採点欄に入れるわけだから、ばらばらにつけたら意味がなくなりますからね。
- 末廣委員 そのときに気がついたのでしょう。採点をして。
- 教育改革担当課長 実際の中学校のテスト現場では、例えば家庭科のテストのときには、他の教科の教員がクラスの監督して、時間が終わると集めて、全て番号と記名をその場で

確認をして、生徒は座らせておいて、それで一つの袋に入れて、マチとひもがついている袋に入れて、それを監督していたものが教科担当に渡します。たまたま今回は別室で受けていた2名のものが渡っているはずですが、教員が失念したというか、紛失したというようなことになっています。

○高森委員長 どちらももらっていないと言っているんですか。それとも、もらったんだけど紛失したと言っているのですか。

○庶務課長 もらった答案を紛失したという、そういう認識でございます。

○高森委員長 受け取った場所がどこかですね。職員室で預かった場合が一番心配です。試験の会場であれば間違いなく一緒にできるでしょうから。

○庶務課長 職員室です。

○高森委員長 職員室の場合は危ない。書類がたくさん山積みになっていますので、どこかに必ず紛れ込んでいると考えなければいけませんから。それこそ逆に書類の管理に気をつけなければいけないですね。すぐに鍵のかかるロッカーに入れるとか引き出しに入れるとかをしないといけないのですけれど、なかなかそういった性格の方もいらっしゃれば、そうではない性格の方も世の中にはたくさんいらっしゃいます。

○樋口委員 学校の中での信用の問題なんですよ。試験をもう一回やり直させて、採点をつけるというので公平性を欠くわけですから。本当にそれはあってはいけないと思うんですよ、答案に関してはね。

○高森委員長 先生には厳重にそのあたりのことを徹底いただくようご指導をよろしくお願いいたします。

それでは、ほかになれば庶務課からの報告については了承願います。

そのほか、何かございますでしょうか。

(なし)

○高森委員長 以上をもって、本日、予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもって、本日の定例会を閉じ、散会をいたします。

午後4時50分 閉会